政令

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十八号

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令

第一条及び第二条第一項中「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十六年八月三十一日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

番号	品目	税率
一	関税率表第七二二二・一一号に掲げる貨物	十七・四％
二	関税率表第七二二二・二〇号に掲げる貨物	十七・四％
三	関税率表第七二二二・三〇号に掲げる貨物	十七・四％
四	関税率表第七三〇四・五九号の二に掲げる貨物	十七・四％
五	関税率表第八四八二・一〇号に掲げる貨物	十七・四％
六	関税率表第八四八二・二〇号に掲げる貨物	十七・四％
七	関税率表第八四八二・四〇号に掲げる貨物	十七・四％
八	関税率表第八四八二・五〇号に掲げる貨物	十七・四％
九	関税率表第八四八二・八〇号に掲げる貨物	十七・四％
一〇	関税率表第八四八二・九一号に掲げる貨物	十七・四％
一一	関税率表第八四八二・九九号に掲げる貨物	十七・四％
一二	関税率表第八四八三・三〇号に掲げる貨物	十七・四％

附　則

この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考

一　上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続く暖湿気の流入によるものをいう。

二　上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏